

トランスジェンダー補足

2024年6月25日

『そもそも論』第2回(2023年8月26日)のトランスジェンダーの補足です。「性別を変更した女性がかつて凍結保存した精子を用いてもうけた子の父親であると最高裁が認定した」と報道され、頭が混乱している人もいるでしょう。「男・女」「父・母」という用語が複数の意味に使われていることに原因があります。

以前述べたように、「性別gender」は自身の性に対する認識(性自認、脳における性)がすべてであって、それは主に胎生期にどれほど男性ホルモンに曝露されたかで決まり、一生変わることはありません。もう一つ、その性は「男か女か」という二分法ではなく、連続的なスペクトル(程度問題)であることです。これは生物学的な実態であって思想や嗜好の問題ではありません。

遺伝子の型や性器の形状は性別(性自認)の決定因子ではありませんが、精子を作るかどうかは遺伝子が決める臓器形成や性ホルモン分泌で決まるので、性自認とは必ずしも一致しません。なお、ホモやレズビアンなどは「性的指向」の問題であり、性自認とは無関係です(よって「LGBT」のうち、「L・G・B」と「T」は分ける必要があります)。

同様に、「父」と「母」を何によって決めるかも議論する必要があります。父親の定義は民法上は婚姻ベースもしくは認知ベースですが(嫡出推定制度)、性そのものに対する言及はありません。親のうち「XY遺伝子を有する親」もしくは「男性器を有する親」を父とするのか、あるいは「男性意識を持つ親」を父とするのか、によって父親の範囲が変わります。前者(遺伝子もしくは性器)にするならば、女性を父親とすることになって前記の問題が出てきますが、後者であるとすれば、今回の出来事は「父親は不在」で「母親が二人になった」(うち1名に精子形成能があつただけ)ということになり、「女性が父親」という倒錯は起きません(「女性どうしのカップル」)。

母親は民法で規定されていませんが、運用上「出産した人」になっているので、婚姻も卵子提供も関係なくなって子宮の利用だけの問題になり、「代理母」も存在し得ます。なので、「父」「母」は止めて単に「親1」「親2」とすることも考えられます(長男・長女等を止めて単に「子」とするのと同様)。代理母の場合は「親3」になるかもしれません。

そもそも、養子の制度やら認知の不確かさもあって戸籍も生物学的に正しいとは言えないので、「生物学的な親子関係」と「社会的な親子関係」は分け、通常は社会的親子だけを用い、特別に必要がある場合のみ生物学的親子を参照できるようにした方がよいでしょう。